

生活保護法（昭和25年法律144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり施術を担当する機関として指定した。

令和2年8月25日（掲載日）

【施術-指定】

指定区分	指定番号	医療機関等 コード	指定年月日	名称	所在地	診療科名等	開設者		施術者	
							氏名（名称等）	住所（所在地）	氏名	住所
生施術甲	2-3	1900459	令和2年7月27日	あめみや整骨院	甲府市緑が丘2-10-15	柔道整復	雨宮弘幸	甲府市緑が丘2-10-15	雨宮弘幸	甲府市緑が丘2-10-15